

宝塚大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宝塚大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、宝塚大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を踏まえた教育の理念、使命及び教育目的などは学内外に適正に明示され、教職員及び学生も認識している。芸術系大学に看護学部を持つという特色を持ち、看護教育の中に芸術の持つ力を意識した教育が浸透して成果を挙げている。平成27(2015)年5月に造形芸術学部の平成28(2016)年度学生募集停止の決定を行い、慎重かつ真摯に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーが定められており、入学者選抜方法について、その適性を見極めるための工夫が見られる。従来、造形芸術学部の学生数減少の対応を続けてきたものの成果は得られず、学生募集を停止した。東京都新宿区にある東京メディア芸術学部も学生数が減少している。大阪市北区梅田にある看護学部は安定的に学生を確保している。カリキュラムポリシーは学部ごとの特色を踏まえ整備され、シラバスの公開・見直しも行われている。学修支援体制は教職員相互に学生委員会が機能しており組織的に対応している。ディプロマポリシーも整備されており、キャリア支援体制も各キャンパス担当事務部門、キャリアセンター及び就職委員会を中心に行われている。梅田及び東京新宿のキャンパスは中心街に位置しているが教育環境は保たれている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学内規則は整備されている。必要な情報はホームページ等で公表され、建学の精神を踏まえ大学が運営されている。キャンパスが離れているが、学内のコミュニケーションは法人も大学も危機意識を共有し、業務執行の体制も良好である。造形芸術学部の学生募集停止により、大学の使命・目的等の見直しに着手することが表明され、大学の使命・目的の実現に向けた努力が払われている。会計処理については学校法人会計基準及び学内規則により適正に行われている。また、監事による監査制度も機能している。

「基準4. 自己点検・評価」について

学内の自己点検・評価制度は整備されている。学外者で構成されている「大学評価審議会」が設置されている。同審議会に加え学内の自己点検・評価制度が機能して、早急かつ適切に反映される仕組みがある。自己点検・評価結果を「UNIVERSITY ACCREDITATION」として公表し、社会の要請に適応するため、建学の精神を視野に入れた大学改革への積極的な姿勢がある。

総じて、各キャンパスにある学部ごとの独自性が強い一方で、建学の精神である「芸術

と科学の協調」に対して細やかな配慮が随所に見られる。造形芸術学部の在学生在が卒業するまで教育研究を維持する責任を果たす姿勢は明確である。今後、建学の精神に立返り、慎重かつ真摯な大学の姿勢を保持しつつ、大学の将来に大いに期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.学外・地域・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の建学の精神は、創設時から感性と知性両面、芸術活動・知的活動を協調させて人間の最高価値を実現するという目的を意味する「芸術と科学の協調」で、これを踏まえた教育理念は「人間の『生きる力』を支える、心に働きかける芸術と看護教育」とホームページなどで明示している。これらに基づき大学の教育目的を具体的に学内配付物も含めて明確に記載し周知している。

建学の精神及び教育理念に基づき、大学の学部学科ごとにその目的は明示され、簡潔かつ平易に表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「芸術」と「看護」という分野を持つ大学としての特色・個性が、ホームページなどで説明されている。学校教育法第 83 条に照らして、大学の目的について問題はなく、使命・

目的及び教育目的に関する法令等へ適合している。

建学の精神及び教育の基本理念を基本として、変化の激しい現代社会へ適応するため、平成 19(2007)年に東京メディア・コンテンツ学部（現在、東京メディア芸術学部）を東京新宿に開設し、平成 22(2010)年に看護学部を大阪市北区梅田に開設するなど改革には積極的である。造形芸術学部の平成 28(2016)年度学生募集の停止を決定後、大学全体として建学の精神を踏まえた更なる改革へ邁進する積極的な姿勢がある。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

役員・教職員に対して、大学の使命・目的及び教育の目的を記載した「Student Guide Book」などの配付を通して、理解と支持を得るように努めている。また、学外へはホームページへの記載や学外向けの配付物により周知に努めている。

大学の使命・目的が中長期的な計画に反映されている点については、平成 27(2015)年 3 月に策定された「学校法人関西女子学園 経営方針と中期計画（2015 年度～2018 年度）」において、大学の使命・目的への配慮が見られる。また、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）においても大学の使命・目的に各学部の教育目的を踏まえて策定されている。

大学の使命・目的及び教育目的とは教育研究組織とは整合しており、更に改革への積極的な姿勢がある。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学全体及び学部・大学院・専攻科ごとに明確に定められ、募集要項やホームページにおいて周知されている。

アドミッションポリシーに基づき、入学選考方法を AO 入試・公募推薦・指定校推薦等、多様な試験を用意し工夫を図っている。また、出願前の「体験授業」の実施、書類審査・人物審査・作品審査を踏まえた総合判定など、入学者受入れの努力をしている。

造形芸術学部については、学生数減少への対応を続けてきたものの、入学者の増加が得られず、平成 28(2016)年度からの学生募集停止を決定した。東京メディア芸術学部においても学生数減少はみられ、委員会を立上げて改善策の検討と対応をしている。看護学部については、入学者数の適正化に向け努力を続けている。学生受入れ数の維持について、全学的な一層の工夫が期待される。

【改善を要する点】

○東京メディア芸術学部の収容定員充足率が、0.7 倍未満である点について、収容定員の充足に向けた対応を継続中ではあるが、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神と教育理念に基づき、学部・大学院・専攻科ごとに教育目的を定めている。教育目的に基づき、カリキュラムポリシーを定め教育課程を編成し、シラバスとホームページを通じて公表している。シラバスには教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程が示されている。造形芸術学部においては履修モデル、東京メディア芸術学部においては各領域モデルコアカリキュラムを定めて、文書や口頭にてガイダンス等の機会における学生指導に用いている。

履修登録単位数の上限を定めるキャップ制を導入している。シラバスは点検体制を整備し、見直しと改善を続けている。少人数の良さを生かし、きめ細かな指導が可能となるように時間割の整備や体制づくりに努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

三つのキャンパスそれぞれに委員会組織を置き、教職員協働による学修支援に努めている。オフィスアワーは、シラバスほか研究室への掲示等により告知されている。

東京メディア芸術学部においては、TA と SA(Student Assistant)を活用し、看護学部においてはチューター制度が確立されている。「学修動向アンケート」「授業評価アンケート」を定期的に行い、状況を分析して授業支援に取り組んでいる。

各学部において AO 入試及び推薦入試の合格者に、入学前教育を実施している。造形芸術学部及び東京メディア芸術学部では、初年次教育科目「創造基礎」を開講し、教育活動の活性化を図っている。

留年・退学者数を減らすため、欠席回数、実習及び制作状況をもとに、学生委員会を中心に支援体制を敷き、学生及び保護者への細やかな対応を続けている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

大学全体及び各学部のディプロマポリシーは、学生募集要項やホームページにおいて公開されている。単位認定の基準は学則に規定され、成績評価の基準は教務に関する手引きとして「Student Guide Book」等に記載され、適用されている。卒業要件は学則及び各学部履修規則に規定され、卒業判定会議又は教務委員会において厳正に適用されている。成績評価は履修規則に規定し、成績を評価している。

アクティブ・ラーニングに関する授業についてはシラバスに「AL」と明記し、能動的な取り組みをするよう学生に伝えている。東京メディア芸術学部においては、学外活動のうち一定の条件を満たした場合に、手続きに基づく審査を経て「フィールドワークⅠ・Ⅱ」の単位として認定している。他の大学で修得した単位の認定基準については、学則に規定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

各学部の特性に応じて、キャリア支援のための組織体制を整備している。就職支援につ

いては、各キャンパスの担当事務部門及び教職員組織の就職委員会等と協働で、初年次教育からの一貫性を持たせたキャリアデザインの構築を図っている。就職課にはキャリアカウンセラーの有資格者を配置し、個人面談形式での支援に積極的に努めている。芸術系学部では、ポートフォリオ制作に関わる科目を設置して、学生の個性に応じたキャリア支援を工夫している。

卒業生のうち、未就職の学生や看護師国家試験不合格の学生に対して、就職相談や国家試験対策等の連絡をしている。看護学部では、離職を防ぐ取組みとして卒業生に研修を実施している。日本で就職を希望する留学生の支援、障がいのある学生・保護者への就職支援等、きめ細かく指導・支援する体制は整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学内説明会や個人指導などの就職に向けての努力は見られるが、就職率については各学部ともに更なる向上を目指し、学生の意識向上への取組みが望まれる。看護学部においては国家試験合格率の改善向上に取り組んでいる。

学生に「授業評価アンケート」「学修動向アンケート」において、学生の状況把握に努めている。また、学生の自由記述に対し教員がコメントをすることで、自己の反省と学生の視点の双方向からの改善が図られている。教員のコメントを学生が見て、意見がどのように処理されたのか、確認できる体制になっている。

造形芸術学部及び東京メディア芸術学部においてはアンケートによる意見をもとに授業科目時間の改善が行われ、看護学部においても教育指導の改善に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

各キャンパスに学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を有する相談員による個別のケアを行っている。また、東京メディア芸術学部では、近隣のクリニックと委託契約を結び、医師によるカウンセリングを受けられる体制を整えている。

学生指導マニュアルやチューターガイドを作成し、教員が所持することで学生の多様な

相談や支援に対応している。

「学生 FD 意見交換会」を実施し、学生から直接意見を聞きそれに対応して改善している。また、卒業制作発表などに関しても大学が学生支援を行い経済的負担を軽減するなど、独自の奨学金制度や公益財団法人の奨学金等の充実した経済支援が保たれている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員数は大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、専門性の高い実務経験の豊かな教員をそれぞれの学部において配置している。

学部ごとに「FD 委員会」を設置し、定期的にアンケート調査や相互の授業見学を行い、外部講師による講義やグループワークを行うなど積極的な取り組みが行われている。

教養教育実施のための体制については教養教育を所管する委員会、担当教員を置くなど、体制の整備に努めている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

3 キャンパスともに、設置基準を満たしており、講義・実習における適正な環境及び管理に努めている。また、学部に合わせて専門書の置かれた図書館が各校舎に併設されている。

授業を行う学生数について、看護学部では、受講者数が一定以上になると教育指導に限界が生じるため、受講者数が過剰にならないよう留意している。また、東京メディア芸術学部では、受講者数が多くなった場合には TA や SA を配置し、学生の理解度を一定に保つよう努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

寄附行為のもとに、就業規則及び学則によって服務上の義務について規定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。大学創設以来、法人の支柱であった造形芸術学部の学生募集停止により、大学の使命・目的等の見直しに着手することが表明され、大学の使命・目的の実現に向けた努力が払われている。

大学の設置、運営に関連する諸規則の所要の改正、整備が行われ、法令に基づいた質の保証のための取組みが行われている。環境保全、人権、安全に関しては、労働安全衛生や実験などの教育・研究活動に関わる安全管理など、体系的に規則が整備され、防犯対策や防火・防災対策の実績を積むなど、日常の諸活動への配慮がなされている。教育情報・財務情報については、法令に基づき、ホームページ等で公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

私立学校法及び寄附行為にのっとり適正に理事会が設置され、開催回数、出席率及び監事の出席も適正である。理事会の構成員については、寄附行為に基づき理事が選任され、適正に組織されている。理事会の運営は、学園の予算、決算、事業や中期計画の審議のため定例で開催され、法人運営改善に向けた審議が行われている。

平成26(2014)年度に常務理事を選任し、理事会運営の強化を図っている。また、理事会のもとに置かれ、学長等も構成員となる「管理運営協議会」は、理事会と大学との橋渡しの役を担う重要な機関として、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定ができる仕組みとなっている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学則に基づき、教授会の代議組織である「学部長等会議」は各学部に通ずる重要な教学事項を審議し、教授会は学籍や教育に関する事項について審議・具申することとして、学内における権限と責任は明確で、機動的な意思決定が可能となっている。定員充足や造形芸術学部の運営などの重要課題が山積し緊急な対応を迫られる中で、各種委員会と連携し、「学部長等会議」、教授会を中心とした協議・審議が行われるよう努めている。

学長が大学を代表することが法人の「管理運営規程」に明記され、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制が整備されている。これまで以上に強く求められる大学の運営改善に向けて学長の負担を軽減するため、副学長一人を置き、学長の業務を補佐する体制がとられている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人と大学の経営と管理運営に関する審議・執行機関である「管理運営協議会」において、評議員会の意見を踏まえた審議、意思決定を行うとともに、その審議結果が教授会等に報告されている。理事長が経営の責任者として理事会をまとめ、理事長の補佐機関として同協議会が法人全体の運営や事業の進捗を管理するとともに、学内からの提案等についても審議している。法人と大学に係る審議が同協議会で行われることによって、理事会の意思決定を踏まえた学長のリーダーシップによる大学運営の体制ができています。

監事が法人及び大学業務の監査を積極的に行うとともに、外部評価の機能を充実させるなど、相互チェックの機能を高めるための改善が進められている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制とその所掌業務への人員の配置による事務組織体制は、権限の分散と責任の明確化、業務効率化に配慮されている。教務関係の委員会にも職員が参画し教職協働の機能が整っている。

業務執行の管理体制については、法人・大学全体について討議する機関として「管理運営協議会」「事務長会議」があり、キャンパスごとに「課長会議」「職員連絡会」を置いて、業務執行を円滑に遂行できる体制をとっている。毎週行われる「職員連絡会」においては、情報の共有、研修会の報告、法令の学修、学部が抱える諸問題等を相互に理解する機会を設けている。「FD・SD 研修会」を開催し、教職員の資質向上の機会を設けるとともに、外部団体主催の各種研修やセミナーへの参加による研修を実施している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 28(2016)年度以降の造形芸術学部の学生募集停止を受けて、中期財務計画を見直し平成 33(2021)年度以降の収支バランスが回復することが確認されており、財務面での安定性は確保される見込みである。学生数の安定的な確保の面で総力を結集し、計画の実現に努めている。

安定した財務基盤を達成するため、外部資金の導入及び科学研究費助成事業をはじめ、努力の成果は顕現している。資金運用及び寄附金募集など更なる全学的取組みの実施が予定されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づいた「経理規程」を制定し、規程に沿った会計処理を適正に行っている。

予算の決定、予算の配分、執行においても、「経理規程」を遵守し、その執行状況を確認した上で、補正予算が必要となる状況への備え・体制も確立している。

会計監査人による会計監査、監事の会計監査とも相互に連携し、実施する体制が整備されており、監査機能は十分に果たされている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則上に自己点検・評価とその目的について定め、平成 4(1992)年度には自己点検・評価委員会規程を定めて自己点検評価委員会を組織し、大学学長以下、大学院、各学部、法人からの関係委員を選任して全学横断的な自己点検・評価の体制を確立しており、毎年 1 回、自主的・自律的な自己点検・評価を適切に実施している。

前回(平成 20(2008)年度)の大学機関別認証評価の結果に対して、その取組み状況を外部評価機関である「大学評価審議会」に報告し、助言指導を受けるなど真摯な取組み姿勢が伺える。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たり、教育研究活動から社会的責務にまで幅広く調査・エビデンスを収集した上で、自己点検・評価委員会において分析・検討・評価と改善点の検討を行っている。その結果は、学長が教授会・研究科委員会及び「大学評価審議会」に報告するとともに、毎年「UNIVERSITY ACCREDITATION」として刊行、公表するほか、ホームページにも公表している。

【優れた点】

○外部評価機関である「大学評価審議会」を設置し、毎年大学の諸課題について問題点を的確に指摘した上で改革・改善のための助言・提言を行っている点は評価できる。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年来の大規模な改組・改革とそれに伴う文部科学省からの指導に対する対応において、PDCA サイクルを念頭においた自己点検・評価が十分に機能したとは言い難い状況が続いていた。しかしながら、造形芸術学部における入学者数の急減という状況を踏まえ、平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけて組織をあげて自己点検・評価し、その結果として平成 28(2016)年度の学生募集停止という決断を下している。サイクルとして完結できるシステムを再構築した上で PDCA を実質化するとともに、「大学評価審議会」の答申を真摯に検討し、着実に実行していくシステムづくりに期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 学外・地域・社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 造形芸術学部の学外・地域・社会連携活動

A-1-② 東京メディア芸術学部の学外・地域・社会連携活動

A-1-③ 看護学部の学外・地域・社会連携活動

【概評】

造形芸術学部の学生ならではの特色ある地域貢献を見ることができる。アートを通じた産官学連携や地域連携への取り組みは、学生が社会人基礎力を身に付ける良い機会となっている。インターンシップを含めた、大学と企業による共同事業を展開しており、造形芸術学部の特色を生かし、企業のイメージキャラクターデザインや商品のパッケージデザインの制作などを行っている。

宝塚大学

東京メディア芸術学部では、各研究室及び「学外連携室」を中心に積極的に地域・社会連携活動を行い、講義や実習で得ることのできない実践的な場においてメディア芸術の社会における役割を学んでいる。各地域のイベントで似顔絵やアート等で協力を行っているほか、新宿区を中心に地域振興、防犯等の分野で協力を行っている。

看護学部では公開講座やシンポジウムなどを行っている。実習科目が多いこともあり、教員の活動が中心となっているが、今後は学生が積極的に参加できる体制作りに期待したい。

各学部の特性を生かし、大学の持つ人的・物的資源の社会への提供に取り組んでいる。

